

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	「輝元公上洛日記」所収の邸宅平面図に関する考察
Author(s)	中村, 泰朗
Citation	史学研究 , 305 : 369 - 391
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055695
Right	
Relation	



「輝元公上洛日記」所収の邸宅平面図に関する考察

中 村 泰 朗

一 はじめに

本稿で検討を加える「輝元公上洛日記」(以下、「上洛日記」と記す)は、天正十六年(一五八八)七月七日から九月十九日までに行われた、毛利輝元による上洛の動向を記した日記である。二木謙一氏によれば¹⁾、同日記の記主は輝元の家臣・平佐就言であり、彼は自身の見聞の他に、輝元に確認を取りながら道中の詳細を記した。同書はわずか二か月余りという短期間の記録ではあるものの、同時期における武家関係の日記の中でも極めて豊富な内容をもつものとして知られている²⁾。

輝元は畿内滞在の間に多くの大名・公家邸を訪問しており、これらの一部が平面図(指図)として日記中に都合十五枚挿入される。その中には豊臣秀吉造営の聚楽第や聚楽・豊臣秀

長邸など、豊臣政権の中樞を担った人物の邸宅が含まれる。天正年間にまで遡る上級層の邸宅のうち、平面構成が具体的に知られる例は数が限られるため、同日記所収の平面図によって諸殿舎の平面構成を明らかにすることができれば、近世初頭の住宅史研究の進展に大きく寄与することが期待できるのである。

ただし、これらの平面図は当該殿舎の建築的構成を示す目的で描かれた精緻なものではなく、輝元が同席した儀礼時の座配を示すための簡略なものである。そのため図中の建築的な内容を直ちに信頼することはできない。そこで本稿では、「上洛日記」所収の平面図に対して詳細に検討を加え、当該殿舎の平面構成を可能な範囲で明らかにする。そして、ここで明らかにした諸殿舎の平面構成を踏まえ、近世初頭における武家殿舎の特質について検討を加える。

本稿では紙幅の都合により、同日記所収の平面図のうち聚楽第の諸殿舎を描いたもの、秀吉が御成を行った聚楽・豊臣秀長邸、同・豊臣秀次邸、大坂・宇喜多秀家邸を描いたものについて検討を加えることとする。また本稿では煩雑さを避けるために平面図を模写したうえで掲載する。模写の際には列席者同士の位置関係などが底本と相違しないように留意した。

二 聚楽第大広間の検討

聚楽第に存した建造物については、同第が豊臣秀次の誅殺に伴い十年足らずで破却されたこともあって、あまり多くのことは明らかにされていない。また第内で対面などの儀礼に使用された殿舎（以下、通称より聚楽第大広間と記す）は、岸上家伝書「京寿楽図」^③によって平面構成が知られていた。しかし川本重雄氏の研究によって、同図に描かれている殿舎は実際の聚楽第大広間とは全く異なることが明らかとなった。^④

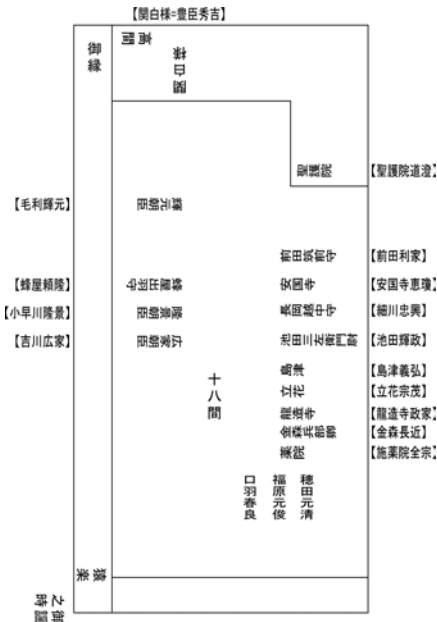
そこで「上洛日記」を見ると、ここには聚楽第大広間を描いた平面図が七月二十四日条と八月二十二日条に二枚ずつ、^⑤第内のいずれかの殿舎を描いた平面図が八月朔日条に一枚掲載されている。また川本氏によれば、『時慶記』^⑥天正十五年九月十七日条には同大広間の平面規模が部分的ではあるものの記されている。本章では、「上洛日記」所収の平面図および『時慶記』の記述を合わせて考えることで、同大広間の具

体的な平面構成を史料によって知られる範囲で明らかにする。さらに平面図中の列席者の官位と家格から、序列に応じた部屋の使い分けについても検討を加えることとする。

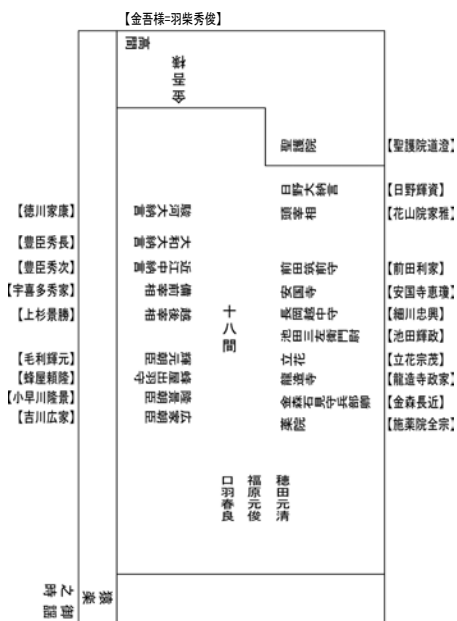
(一) 各平面図の内容

1 七月二十四日条対面時座配図

まず図一の平面図は、七月二十四日に行われた聚楽第大広間における秀吉と輝元の対面時の座配を示した図である。同図によれば、矩折り状の「高間」すなわち矩折り上段のほぼ中央に秀吉が、突出した部分（いわゆる相伴席）に聖護院道澄が位置した。一段下がった部分では、矩折り上段に向かって右側に前田利家から施薬院全宗までの九名が並ぶ。向かって



図一 七月二十四日条対面時座配図



図二 七月二十四日条饗宴時座配図

左側には、矩折り上段に最も近い位置かつ向かい合う前田利家よりも上座に輝元がおり、輝元から隙間を設けて蜂屋頼隆・小早川隆景・吉川広家の三名が続く。末席には中心より右側に寄って、穂田元清ら毛利家家臣三名が位置した。また彼ら三名より下座には別の部屋らしき部分が描かれている。なお詳しくは後述するものの、輝元らが列座する部分には「十八間」との書き込みがなされている。

座敷以外の部分を見ると、座敷に沿って細長い部分が描かれ、ここは「御縁」という書き込みから縁であったことが分かる。また猿樂衆は謡の際に縁に控えた。

2 七月二十四日条饗宴時座配図

図二の平面図は、七月二十四日の対面の後に行われた饗宴時における座配を示した図である。対面時座配図と饗宴時座配図を比較すると、列席者とその配置を除けば、両図に大きな違いはない。饗宴時座配図によれば、矩折り上段には秀吉に代わって羽柴秀俊（後の小早川秀秋）がおり、相伴席には対面時に引き続き聖護院道澄が位置した。一段下がった部分には矩折り上段に向かって右側に二人の公家すなわち日野輝資と花山院家雅が、また花山院家雅から隙間を設けて前田利家以下八名が列座した。向かって左側には徳川家康から上杉景勝まで五名が位置し、上杉景勝から隙間を設けて輝元ら四名が並んだ。末尾の穂田元清らの位置は対面時とほとんど変化がない。

3 八月朔日条祝宴時座配図

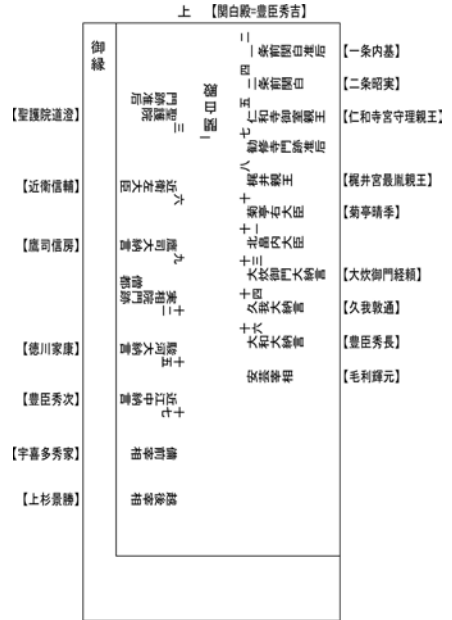
図三の平面図は、八朔の祝宴時の座配を示した図である。⁽⁹⁾ 日記本文によれば、同日の祝宴は聚楽第で行われたものであるが、同日条の平面図は七月二十四日条および後述する八月二十二日条の平面図との共通点が見出だせない。そのため八朔の祝宴が行われた場所に関しては、聚楽第大広間とは異なる殿舎であったのか、それとも同大広間ではあるものの七月二十四日や八月二十二日の儀礼とは異なる部屋を用いたのか判断がつかない。また列席者名の肩に書き込まれた数字は、彼らの序列を示したものと考えられる。

列席者の並びを見ると、秀吉は聖護院道澄と仁和寺宮守理

親王に挟まれる辺りに位置し、下座の方を向いて座った。上座に向って右側には、一条内基から久我敦通まで九名の公家が位置し、その下座に豊臣秀長と毛利輝元が並んだ。向かって左側には、聖護院道澄から実相院門跡僧都まで四名の公家があり、その下座に徳川家康以下四名の武家が並んだ。なお座敷以外の部分では二方向に縁が描かれている。

4 八月二十二日条対面時座配図

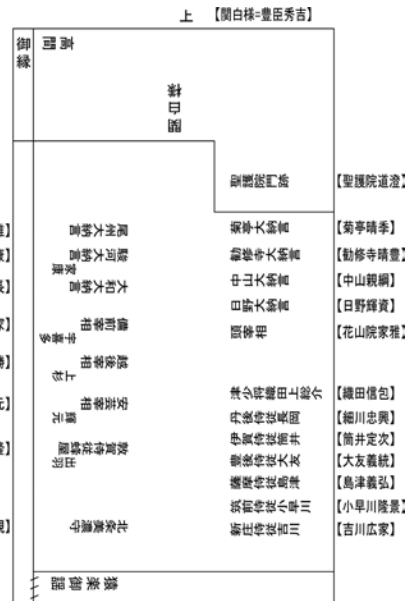
図四の平面図は、八月二十二日に聚楽第大広間で行われた秀吉と北条氏規の対面時の座配を示した図である。北条氏規は小田原の北条氏直が派遣した使者であり、輝元は秀吉の要請によって、諸大名とともに同日の対面および饗宴に同席した。同図によると、矩折り上段に秀吉と聖護院道澄が位置し



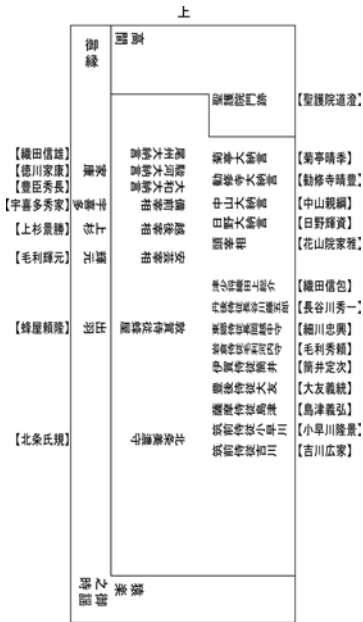
図三 八月朔日条祝宴時座配図

た。一段下がった部分を見ると、矩折り上段に向って右側には菊亭晴季以下五名の公家が並び、花山院家雅から隙間を設けて、織田信包以下七名が列座した。向かって左側では、織田信雄以下七名が並び、蜂屋頼隆から大きく隙間を設けて北条氏規が位置した。

座敷以外の部分を見ると、矩折り上段の位置で縁部分に間仕切り線が書き込まれている。しかし、七月二十四日条の両図や同じ八月二十二日条饗宴時座配図を見ると、同位置に間仕切り線はない。また矩折り上段を有した類例を見ても、当該位置で縁を間仕切りしたものには管見に触れない。したがって、本来は当該部分に間仕切りがあったとは考えにくく、この間



図四 八月二十二日条対面時座配図



図五 八月二十二日条饗宴時座配図

仕切り線は「上洛日記」原本もしくは写本を作成した際の誤りである可能性が高い。また「猿楽御謡」と書き込まれた部分では、座敷と縁を仕切る線が延長され、その線上に点が三つ打たれている。ただし、同部分について同日条饗宴時座配図を見ても、延長された線は描かれていない。両日の儀礼では対面と饗宴で場を変更したとは考えられないため、上述した三つの点は訂正点と判断できる。すなわち、八月二十二日条の両図を見る限りでは、当該部分の縁は座敷に沿って左側と下側の二方向に設けられていたことになる（当該部分の縁の構成については後述する）。

5 八月二十二日条饗宴時座配図

図五の平面図は、八月二十二日の対面の後に行われた饗宴時の座配を示した図である。同図によれば、秀吉が退室し矩折り上段の相伴席には対面時に続いて聖護院道澄が位置し

た。矩折り上段に向って右側には、対面時と同様に菊亭晴季ら五名の公家が並び、花山院家雅から隙間を設けて織田信包ら九名が列座した¹³⁾。向かって左側には、織田信雄ら六名が並び、また輝元から大きく隙間を設けて蜂屋頼隆が位置し、頼隆から再び大きく隙間を設けて北条氏規が位置した。

(二) 聚楽第大広間の平面構成

『時慶記』¹⁴⁾ 天正十五年九月十七日条には西洞院時慶が聚楽第を訪れた際の記事があり、対面を行った座敷について、「座敷広サ上壇廿四畳敷、其次十八間、其次又十八間、其次直十一畳敷也」と記される。川本重雄氏はこの記事によって、同大広間のうち表向きの部屋列が、上段を有した部屋（以下、上段の間と記す）が二十四畳敷きで、ここに隣接して十八間すなわち三十六畳敷きの部屋が二つ続き（以下、上段に近い方の部屋を二の間、二の間に続く部屋を三の間と記す）、これらの末尾に十二畳敷きの部屋（以下、四の間と記す）が並んだことを指摘した。なお同大広間は天正十五年頃に竣工したものであるが、縁や建物の外部に面した部分では、柱を基準柱間寸法の一間ごと（部分的に半間ごと）に柱を立て¹⁵⁾したがって同大広間の表向きの部屋列は、上段の間が三間×四間、二の間と三の間がそれぞれ三間×六間、四の間が三間×二間の平面となる場合（平面構成①）と、上段の間が四間×三間、二の間と三の間がそれぞれ四間×四間半、四の間が四間×一間半の平面となる場合（平面構成②）のいずれ

かであったことになる。

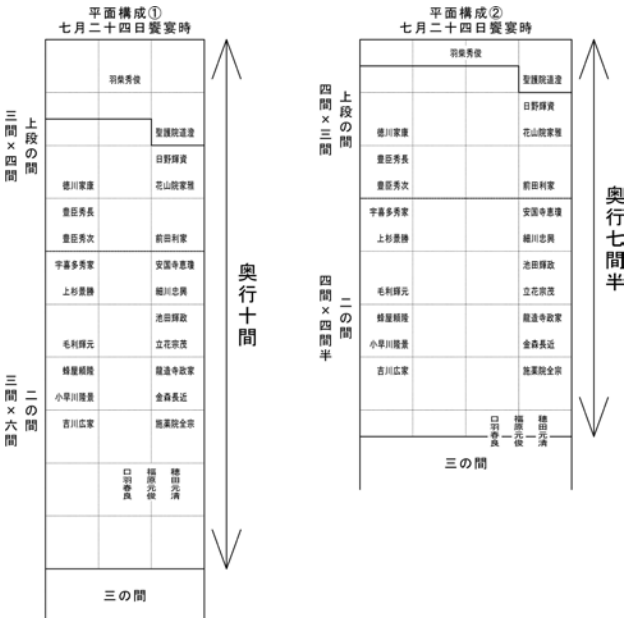
まず上段の間について、七月二十四日条および八月二十二日条の各図によって上段の形状が矩折り型であったことが判然とする。また書院造殿舎の通例からすると、矩折り上段の周囲には床や棚などの座敷飾りが設けられていたと考えられるが、史料の不足から種類と配置までは明らかにすることができない。

次に七月二十四日条の両図を見ると、矩折り上段と「十八間」と書き込まれた部分があり、その末尾に部屋らしき部分が描かれている。『時慶記』の記述内容を合わせて考えると、矩折り上段を有した部分は上段の間に比定できるので、続く「十八間」と書き込まれた部分が二の間、そして末尾の部屋らしき部分が三の間の一部を描いたものと判断できる(ただし上段の間と二の間の敷居は省略されている)。

続いて七月二十四日条饗宴時座配図によって列席者の位置を見ると、上段に向かって右側では、相伴席に近接して日野輝資が座り、日野輝資から隙間を設けずに花山院家雅が並ぶ。さらに花山院家雅から一人分程度の隙間を設けたうえで前田利家以下八名が座り、二の間の末尾には穂田元清らが上段に向って並ぶ。また同図のように列席者が二列に並んだ場合、柱間一間につき最大で二名座ることが可能である。そこで同図の列席者数から表向きの部屋列の奥行を考えると、向かって右側に日野輝資と花山院家雅で一間、一人分程度の隙間と前田利家で一間、安国寺恵瓊から施薬院全宗までの七名で三

間半、さらには末尾に座る穂田元清らの前には饗宴に際して膳が供せられたと考えられるので、穂田元清らが座る位置と膳が置かれた位置を合わせて一間分の奥行が必要となる。つまり、日野輝資が座った位置から穂田元清らが座った位置までの奥行は、最小でも六間半であったことが分かる。

上記の内容を先述した平面構成①と平面構成②に当てはめると(図六)^①、平面構成①の場合、上段の間最奥から二の間・



図六 聚楽第大広間平面構成検討図

三の間境までの奥行が十間であるので、通例にしたがって矩折り上段を設けたとしても、平面図と矛盾なく列席者を配置することができる。その一方で平面構成②の場合、上段の間最奥から二の間・三の間境までの奥行が七間半であるので、ここに日野輝資から穂田元清らまでを並べると、矩折り上段の奥行が極めて狭小なものとなる。特に羽柴秀俊が座つた部分は奥行が半間となつて膳を配ることが不可能となり極めて不適切である。したがつて聚楽第大広間の表向き部屋列は、平面構成①であつたことが明らかとなるのである。

なお平面構成①の場合、上段の間の奥行が四間、二の間と三の間の奥行がそれぞれ六間であるのに対し、四の間の奥行は二間と狭小である。近世初頭の書院造殿舎において、表向きの部屋列を直線状に四室構成としたものは少なく、この場合でも、主室から最も離れた部屋は広縁の一部を区切つたいわゆる公卿の間とする。ただし、四の間が公卿の間であつたとすると、八月二十二日条の両図において図中左側に描かれる縁は広縁、図中下側に描かれる縁は落縁に相当するが、両図には広縁と落縁の境目が描かれておらず矛盾をきたす。この点については、「上洛日記」所収の平面図が列席者の並びを中心に描かれたものであつたため、広縁や落縁の描写が省略されたのか、それとも四の間が広縁を区切つた公卿の間ではなく、奥行二間の部屋が座敷部分に内包されていたのか、史料の不足もあつて判断はできない。

(三) 列席者の序列と部屋の使い分け

矢部健太郎氏によれば²⁰⁾、公家の序列として官位とともに家格が重要な意味をもつた。公家の家格は①摂関家・親王・門跡、②清華家、③羽林家・名家に大別できるが、秀吉は天正十五年頃に家格改革を行い、摂関家と清華家が饗宴に際して同席できるようにした。その結果、清華家以上と羽林家・名家以下との間に明確な差が生じるようになったという。

また同氏によれば、秀吉は直臣や諸大名に対して官位と家格を与えることで新たな身分序列の構築を図つた。秀吉は摂関家である豊臣宗家を頂点とし、摂関家に次ぐ地位すなわち武家の清華家（武家清華家）に、織田家・豊臣庶流家・徳川家・宇喜多家・上杉家・毛利家・前田家・小早川家を任じた。

そして、これら武家清華家の当主に参議以上の官職を与えたうえで清華成大名とし、その下に侍従・少将（稀に中将）の官職をもつ公家成大名（羽林家に相当）を置いた。さらに秀吉の直臣や諸大名の有力家臣などを諸大夫として組織し、公家の官位と家格を応用した新たな身分序列を構築した。なお輝元の上洛よりも前に清華成大名となつていたのは、織田信雄・豊臣秀長・豊臣秀次・徳川家康・宇喜多秀家・上杉景勝の六名であり、輝元は上洛の最中である天正十六年七月二十五日に清華成大名となつた。また前田家主・利家は天正十九年、小早川家当主・隆景は文禄五年に清華成大名に列せられた。

この矢部氏による見解を踏まえたうえで、聚楽第における

部屋の使い分けについて検討を進める。まず七月二十四日の対面に關して、輝元は秀吉の推挙によって官位を得ていないにもかかわらず、前田利家や蜂屋頼隆をはじめとした公家成大名よりも上座に位置した。また饗宴時には、清華成大名である豊臣秀次と上杉景勝が、公家成大名である前田利家と細川忠興に正対した。すなわち饗宴時では清華成大名と公家成大名が同一の部屋に並んだことになる。さらに言えば、輝元の家臣にすぎない穂田元清らが、清華成大名や公家成大名と同一の部屋に並ぶことからして、同日の対面および饗宴の席次は官位と家格の序列をやや度外視したものであったと言える。

次に八朔祝宴時の座配図に關して、列席者名の肩に付された数字に着目すると、現職の閑白である秀吉を「一」とし、「二」の一条内基から「十二」の実相院門跡僧都までが、撰閑家・親王・門跡ならびに清華家かつ大臣の官職をもつ者たちである。大臣について補足をする、『鹿苑日録』⁽²⁰⁾文禄元年(二五九二)正月五日条に聚楽第大広間で行われた正月参賀の記事があり、「菊廷右大臣雖為清外、依太臣居上壇下座也」と述べられている。この記事によると、「菊廷」(菊亭晴季)は「清外」(清華)であったが、右大臣という高位にあったため上段の下座に位置することが許されたという。つまり当時の儀礼では、大臣の官職をもつ者は清華家であっても別格の扱いを受けていたことが指摘できる。

「十三」の大炊御門経頼と「十四」の久我敦通は公家の清

華家当主であり、彼らよりも下座には清華成大名らが並ぶ。

清華成大名のうち大納言の徳川家康と豊臣秀長が「十五」と「十六」を肩に記し、参議の三名は数字が書き込まれていない。

八月二十二日に行われた対面と饗宴について、先に饗宴時の席次を検討すると、ここでは清華成大名と公家成大名が向かい合うことなく並んだ。すなわち同日の饗宴時には、公家および清華成大名が座った位置と公家成大名および北条氏規が座った位置とが、上座と下座に明確に区分されていたことが分かる。ところで矢部氏によれば、八月二十二日に聚楽第大広間で行われた対面と饗宴は、小田原から派遣された北条氏規に対して秀吉の圧倒的實力を見せつけるためのものであり、秀吉が整えた官位と家格の序列を知らしめるためのものであったという。先述したように、同日饗宴時の席次は清華成大名と公家成大名の位置が隔てられたが、これは両者の家格の差を北条氏規に対してより明確に示すためであったと言える。

また平面図を見ると、七月二十四日条の両図とは異なり「十八間」の書き込みがなされていない。加えて言えば、縁が平面図の左側と下側に描かれており、当日の饗宴では矩折り上段を設けた主室から直線状に続く部屋列の末尾まで、すなわち上段の間から四の間までが同時に使用されたと考えられる。このように表向きの部屋列を広く使用した点については、列席者が位置する部屋を官位と家格によって使い分け、序列上の格差をより明示する目的があったと言える。⁽²¹⁾この場

合、公家や清華成大名が上段の間のうち矩折り上段を除く部分に詰めて並んだとは考えられないため、彼らは上段の間から二の間にかけて列座したことになる。そして、公家成大名と北条氏規は三の間から四の間にかけて並んだ。

なお同日の対面時座配図によれば、清華成大名の輝元が公家成大名の織田信包よりもわずかに下座に位置する。しかし、図中の徳川家康・宇喜多秀家・上杉景勝・毛利輝元・蜂屋頼隆の名が記された箇所を見ると、「所領・官職」の横に小さく「氏」もしくは「名」が記載されている。つまり、上記の人物たちは他の列席者に比べて記入の幅を余分に取っており、そのため、彼ら位置が実際よりも下座に書き込まれることになったと考えられる。したがって対面時において輝元が座った位置は、饗宴時と同様に他の清華成大名や公家と同一の部屋、すなわち二の間であったと言える。

三 御成殿舎の検討

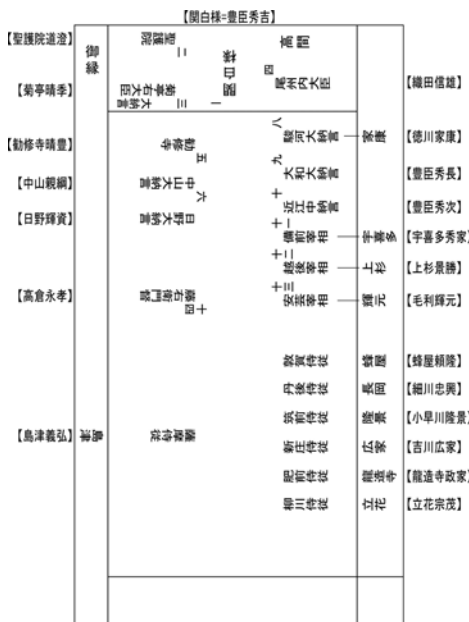
上洛の最中、輝元は秀吉が行った諸大名邸への御成に同席した。「上洛日記」に記載される秀吉の御成は、七月晦日の聚楽・豊臣秀長邸、八月二日の聚楽・豊臣秀次邸、九月十日の大坂・宇喜多秀家邸で行われたものであり、同日記にはそれぞれの儀礼時における座配図が掲載されている。前章で検討を加えたように、同日記所収の平面図では部屋と部屋との境に存した敷居は描かれない場合がある（七月二十四日条の

両平面図における上段の間・二の間の敷居など）。ただし、この場合であっても平面図上の隙間や列席者同士序列によつて、ある程度ではあるが部屋と部屋との境を推察することが可能である。そこで本章では、これらの平面図と列席者同士序列によつて御成に使用された殿舎（以下、御成殿舎と記す）の平面構成を検討する。

(一) 聚楽・豊臣秀長邸の御成殿舎

1 平面図の内容と列席者の身分

図七の平面図は、七月晦日に聚楽・豊臣秀長邸で行われた御成の座配を示した図である。同図によれば、「高間」すな



図七 豊臣秀長邸御成時座配図

わち上段には関白・秀吉と撰閑家出身の聖護院道澄がおり、さらに右大臣・菊亭晴季と内大臣・織田信雄が座った。

下座について列席者名に付記された数字に着目すると、公家出身の大納言である勤修寺晴豊に「五」、中山親綱に「六」と記される。日野輝資は「七」であったと推定できるが、図には書き落されている。勤修寺晴豊と中山親綱は名家および羽林家ではあるものの、伊藤真昭氏によれば、両名は秀吉の主君である織田信長の頃より武家伝奏を務めるなど早くから武家政権と接近したという。また日野家は名家ではあったが、室町幕府の故実を記した「天正年中御対面記」によれば、將軍家の外戚であるため一般の公家よりも優遇されており、清華家とほぼ同等の扱いがなされていた。これらのことに加え、上記三名は大納言という序列の高い官職を有したため、当日の御成においても上座に位置したと考えられる。

向かって右側には、清華成大名である徳川家康から毛利輝元までに「八」から「十三」が、そして向かって左側の高倉永孝に「十四」が割り振られている。高倉永孝は位階こそ従三位だが、堂上家の中でも最下級である半家出身であり、官職も右衛門督と低かった。そのため清華成大名よりも下位の席次が与えられたと推察される。毛利輝元ならびに高倉永孝より下座には、両名より大きく隙間を設けて公家成大名が並んだ。

座敷部分の左側に縦長の空間が描かれており、図中の書き込みにより縁が位置したことが分かる。また座敷部分の下側

には列席者がいない空間が描かれているが、左側の縁とは線によって区分されており、このことからすると、当該の空間は列席者のいない部屋を示したものと考えることができる。座敷部分の右側にある縦長の空間は、当時の通例からすると別の部屋列を示したものと推測できる。

2 平面構成

ここで列席者とその序列から座敷部分の平面構成を検討する。まず上段には、左側に聖護院道澄と菊亭晴季が並び、また両者の間には一人分程度の隙間が設けられている。したがって上段には奥行方向に少なくとも三名は並ぶことができたと考えられる。先述したように柱間一間につき最大で二名座ることができるので、上段の奥行は最小で一間半となる。

ただし、平面図からは当該の御成殿舎が主室の一部を上段とした形式であるのか、それとも主室全体を上段とした形式であるのか判然としない。

下座部分を見ると、向かって右側に徳川家康から立花宗茂までの十二名が並んでいるので、同部分の奥行は最小で六間であったことが分かる。また矢部氏によれば、同日の御成と八月二日に聚楽・豊臣秀次邸で行われた御成は、秀吉と清華成大名が初めて一堂に会した儀礼であって、武家清華家という家格が豊臣政権の中核として位置することを宣伝するためのものであったという。このことからすると、両日の御成では聚楽第大広間で行われた八月二十二日の儀礼と同様に、清華成大名と公家成大名の家格の差がより明確になるよう席次

が決定されたと考えられる。

ここで豊臣秀次邸の御成殿舎が主室の一部を上段とした場合を考えると、菊亭晴季の直下に記された横線は室内で上段と下段との境を示す上段框となる。近世初頭の書院造殿舎を通過すると、主室の一部を上段とした場合、主室内の下段の奥行は一間から三間程度が多く、管見によると金剛三昧院客殿の四間が最大である。したがって、図中の清華成大名と公家が座った部分のおよそ三間分が主室内の下段であったと考えられる。つまり当該の御成殿舎が主室の一部を上段とした形式であった場合、主室は最小で奥行一間半の上段と奥行三間の下段（清華成大名および公家が座った部分）で構成され、その下座に最小で奥行三間の部屋（公家成大名が座った部分）と、規模は不明ながら列席者のいない部屋が続いた。すなわち、主室を含めて少なくとも三室が直線状に並ぶ平面構成であったと考えることができる。

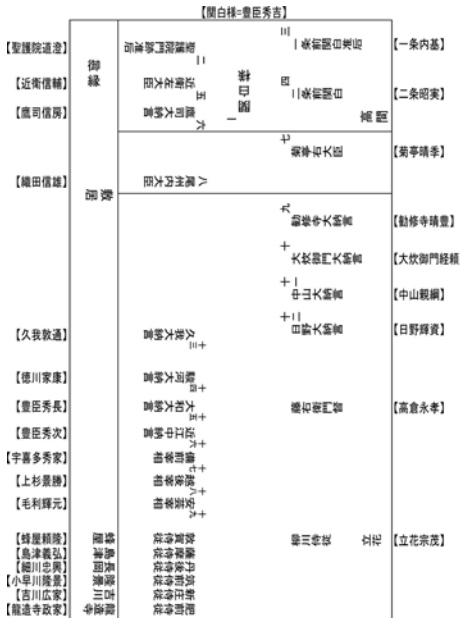
次に主室全体が上段であった場合を考える。図中で清華成大名および公家がいた部分と公家成大名がいた部分が同一の部屋であるならば、主室に続いて奥行が最小で奥行六間の部屋があり、さらに列席者のいない部屋が続いたことになる。また清華成大名および公家が座った部分と公家成大名が座った部分とが異なる部屋であったとすると、主室に続いて最小で三間の部屋が二つ並び、この下座に列席者のいない部屋が続いたことになる。つまり主室全体が上段であった場合、主室を含めて三室もしくは四室が直線状に並ぶ平面構成であっ

たことになる。

(二) 聚楽・豊臣秀次邸御成殿舎

1 平面図の内容と列席者の身分

図八の平面図は、八月二日に聚楽・豊臣秀次邸で行われた御成の座配を示した図である。同図によると秀吉は上段の中央に座り、向かって右側には一条内基と二条昭実が、向かって左側に聖護院道澄・近衛信輔・鷹司信房が位置した。鷹司信房の直下には棒線が引かれ、棒線よりも下座には向かって右側に菊亭晴季、向かって左側かつ菊亭晴季よりも下座に織田信雄が座った。



図八 豊臣秀次邸御成時座配図

織田信雄の直下には敷居があり、列席者が左右に分かれて並んだ。ここで久我敦通・徳川家康間の隙間（以下、隙間①と記す）と毛利輝元・蜂屋頼隆間の隙間（以下、隙間②と記す）に着目すると、隙間①よりも上座には豊臣政権下において武家伝奏を務めた勸修寺晴豊と中山親綱、清華家当主である大炊御門経頼と久我敦通、そして清華家と同格の扱いを受けた日野輝資が並んだ。隙間①よりも下座には清華成大名と従三位・右衛門督の公家である高倉永孝がおり、隙間②よりも下座に公家成大名が列座した。

2 平面構成

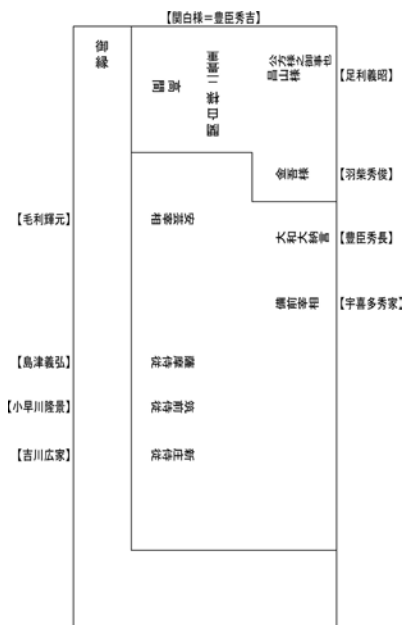
まず上段について、二条昭実の位置が向かい合う近衛信輔と鷹司信房の間にあるので、上段の奥行方向には少なくとも四名が並ぶことができたと考えられる。したがって上段の奥行は最小で二間となる。続いて鷹司信房直下の棒線から敷居までの間には菊亭晴季と織田信雄がおり、この奥行は最小で一間であった。ただし、鷹司信房直下の棒線が部屋境の敷居であったとすると、一つの部屋に菊亭晴季と織田信雄のみが座ったこととなり、その他の部屋の列席者数および序列からすると不適切と言える。したがって、秀次郎の御成殿舎は室内の一部を上段とした形式であって、鷹司信房直下の棒線は上段框を表したものと判断できる。

主室に続く部屋は、勸修寺晴豊から末尾に位置する龍造寺政家までが同一の部屋に並んだとすると、その奥行は最小で八間となる。しかし近世初頭の書院造殿舎において、一つの

部屋の奥行が六間を超える例は管見に触れない。したがって図中の当該部分は、実際には複数の部屋で構成された可能性が高い。

この場合、各室の境目には先述した二つの隙間が該当するだろう。そこで隙間①と隙間②がともに部屋境であったとすると、当該の部屋列は主室を含めて四室が直線状に並んだことになる。先述したように、書院造殿舎の通例からすると主室から最も離れた部屋はいわゆる公卿の間となり、その奥行は広くとも二間である。ここで平面図を見ると、主室から最も離れた部屋すなわち公家成大名が座した部屋は、列席者の人数から奥行が最小でも三間はあったことになる。したがって、この部分に存した部屋が公卿の間に相当する部屋であったとは考えられない。つまり図中の二つの隙間がともに部屋境であったとすると当時の書院造殿舎の通例と合致しない。したがって、敷居より下座の部屋列では二つの隙間のうち片方のみが部屋境に相当したと言える。

先に検討を加えた八月二十二日条の両図によれば、聚楽第大広間における儀礼において清華成大名と公家は同一の部屋に列座した。また八朔の祝宴では、清華成大名は公家との同席が許されたものの、公家成大名である小早川隆景と吉川広家は時間を変更して対面を行った。^③このことからすると、当時の序列では清華成大名は高位の公家と同一の部屋に座ることが可能であったものの、公家成大名はそれが不可能であったと判断できる。したがって聚楽・豊臣秀次郎の御成殿舎は、



図九 宇喜多秀家邸御成時座配図

公家および清華成大名が座った部分と公家成大名が座った部分とを区切る隙間②が部屋境であったと判断できる。すなわち同殿舎は室内の一部を上段とした主室があり、ここに最小で五間の部屋（清華成大名と公家が座った）と最小で三間の部屋（公家成大名が座った）が直線状に配される構成であったと考えられる。

(二) 大坂・宇喜多秀家邸御成殿舎

1 平面図の内容と列席者の身分

図九の平面図は、九月十日に大坂・宇喜多秀家邸で行われた御成の座配を示した図である。同図によると矩折り上段の中央に秀吉が位置した。ここには「二畳重」と書き込まれており、秀吉の座具として二畳の置畳が重ねられたことが分か

る。また上段には秀吉の他に足利義昭と羽柴秀俊が座った。下座を見ると、向かって右側に豊臣秀長と宇喜多秀家が、向かって左側には、矩折り上段に最も近い位置に毛利輝元がおり、輝元から大きく隙間を設けて島津義弘以下三名が並んだ。上記の列席者の並びを見ると、当日の席次は官位と家格の序列をやや度外視したことが指摘できる。羽柴秀俊は秀吉の後継者ではあるものの官位は従五位下・侍従にすぎず、その彼が秀吉や准後の足利義昭とともに矩折り上段に座った。また下座部分を見ると、参議である輝元が大納言である豊臣秀長よりも上座に位置した。さらに言えば、輝元は宇喜多秀家よりも参議任官が後年であるので、本来であれば輝元は秀家よりも下座に位置しなければならぬ。

上記のような並びが許された点については、同日の御成が正式なものではなかったことが関係したと考えられる。「上洛日記」同日条を見ると御成に際して「御礼毛無之」と記されており、この点について二木氏は三献の儀礼を省略したとする。また先に検討を加えた聚楽・豊臣秀長邸や聚楽・豊臣秀次邸における御成では、平面図に名が書き込まれた列席者に加え、奏者などの役目を務めた者もそれぞれの身分を示す黒袍または赤袍の衣冠束帯を着た。その一方で大坂・宇喜多秀家邸における御成では、列席者が略式とも言える肩衣袴を着たという。このように列席者の着衣から考えると、同日の御成は略儀に基づくものであった可能性が高く、そのために列席者の並びが本来の身分序列とは異なるものとなったと推

察できる。

2 平面構成

同日の御成は略儀に基づくものと考えられるが、それでも清華成大名と公家成大名の席次上での区別は守られている。両者の境が殿舎の部屋境であったとすると、大坂・宇喜多秀家邸の御成殿舎は、矩折り上段を設けた主室があり、ここに公家成大名が座った部屋が続いたと考えることができる。つまり同邸の御成殿舎は主室と隣接する部屋が並ぶ二室構成であったと推察される。

四 近世初頭における武家殿舎の特質

ここまでの検討によつて、聚楽第大広間をはじめとした諸殿舎の平面構成を部分的に明らかにすることができた。本章では、先学による研究と上記諸殿舎の平面構成を踏まえうえで、天正年間を中心とした近世初頭における武家殿舎の特質を改めて検討する。ただし、ここでは紙幅の都合により、(一) 儀礼時における上段の使用法、(二) 聚楽第大広間にみる平面規模の拡大とその要因、(三) 聚楽・豊臣秀長邸および同・豊臣秀次邸における御成殿舎の成立とその要因、(四) 天正年間から慶長年間初頭にかけての御成殿舎の機能分化、以上の四点に関して検討を進めることとする。

(一) 儀礼時における上段の使用法

1 「上洛日記」所収平面図に見る上段の使用法

「上洛日記」所収の平面図を見ると、天正十六年当時における上段の使用法の特徴として、秀吉とともに多くの人物が上段に座ったことが挙げられる。これらの人物の官位・家格は、原則として摂関家出身の人物、親王および皇族出身の門跡、そして清華家出身かつ現職の大臣に限定される。

秀吉は天下を掌握した現職の関白とはいえ、その家格は近衛家や一条家などと同様の摂関家である。換言すると、摂関家や親王および皇族出身の門跡は、家格が秀吉と同等であったので、秀吉と着座の場を同じくすることが許されたと考えられる。また清華家かつ現職の大臣は前述したように席次上での優遇があったため、場合によっては上段に位置した。ただし聚楽・豊臣秀長邸と同・豊臣秀次邸における御成時の座配を見比べると、上述の原則は常時に守られていたのではなく、列席者の人数、殿舎の平面構成の違いや、儀礼の格式などによって適宜変更が加えられていたと推察される。

続いて「義演准后日記」³³慶長八年正月十七日条には、諸門跡が伏見城の徳川家康を訪れ年始の参賀を行った際の記事がある。これによると、門跡衆の対面は左大臣である近衛信尹の後に行われた。徳川家康は「上壇」の左側に着座し、門跡衆は「上壇」の右側に座った。また「上壇ノ間」³⁴が詰まって狭小となったために、実相寺（実相院の誤りか）門跡以下の列席者は「下壇」に着座したという。この記述からすると、

同日の対面では、家康は参賀を受ける側でありながら多数の門跡衆と「上壇」において同席したことが分かる。

その他、『義演准后日記』慶長八年四月四日には、家康が二条城で能を興行し、その際に同城二の丸御殿大広間で行われた饗宴時の座配が記されている。これによれば、上段の中央には徳川家康が座り、三玉院義演が同じく上段の左に座った。中段の左側には日野輝資以下六名が並び、その右側には烏丸光宣以下五名が並ぶ。そして下段には水無瀬親具らが着座した。³⁶⁾

これら慶長八年の両例に関して列席者の家格と官位を検討する。亭主である家康は征夷大將軍にして右大臣であった。徳川家は武家清華家ではあったが、家康が現職の右大臣であったために、正月十七日の伏見城における正月参賀で門跡とともに上段に座ったと考えられる。また、四月四日の二条城における対面では、家康とともに上段に座ったのは摂関家出身にして准后宣下を受けていた三玉院義演である。その他列席者は、大納言にして清華家並の扱いを受けていた日野家出身の輝資を筆頭に、羽林家・名家・公家成大名であり、彼らは家康や三玉院義演とは部屋を変えて中段に並んだ。

この両例からすると、右大臣の家康と上段に同席した者は門跡や摂関家出身の人物に限られており、彼らよりも官位と家格が低い者については、家康らよりも下座の部屋に居並ぶことになった。また二条城における儀礼では日野輝資以下の列席者は向かい合って二列に並んだことが分かる。つまり、

家康が政権を掌握してからもしばらくの間は、秀吉が創出した官位と家格の序列に基づいて対面などの儀礼が進められたと考えられる。

2 後世の使用法との相違

二木謙一氏によれば、元和二年正月に江戸城本丸御殿の諸殿舎で行われた諸儀礼が、後の幕府における儀礼作法の規範となったという。ここでの対面の在り方は以前の作法と異なる点が見出せる。その中でも特に大きな違いとして上段の使い方があり、同年の諸儀礼では、上段には基本的に將軍以外の人物が座らない。江戸城本丸御殿において行われた儀礼では、訪問客は大名や旗本といった武家を中心であり、京都や大坂に政権の中樞を置いた秀吉の時代とは異なり、將軍に匹敵するような高位の公家が多く参集することは限られる。また大名の身分を見ても、尾張・紀伊両徳川家の従二位・大納言が最高であって、將軍就任と同時に正二位・内大臣に昇叙される徳川宗家とでは大きな隔たりがあった。そのため必然と將軍は上段に一人で座ることになった。

この他の相違点として、將軍と訪問した大名との距離が挙げられる。天正十六年七月二十四日に聚楽第大広間で行われた対面では、いまだに推拳を受けていない輝元が、公家成大名らを差し置いて上段の直ぐ近くに座ることが許可された。それに対して江戸城本丸御殿大広間で行われた対面では、身分の高い有力国持大名であっても着座の位置は下段に設けられており、盃を拝領する際に一時的に中段に進むことが許さ

れたのみである。

近世初頭の上段の形式について、一概には言えないものの、室内の一部を上段とした形式から室内全体を上段としたものが主流となる。これは対面をはじめとした諸儀礼の形式の変化と無関係ではなく、既に平井聖氏が指摘したように、前者の形式が「客と主人の間に親近感のえられる対面の形式」であったのに対し、後者の形式が「客と主人の間の格式をはっきり表現した封建社会にふさわしい対面の形式」に対応したものとされる。その変化の過程は「上洛日記」所収平面図にみる上段の使用法と、江戸城本丸御殿大広間における上段の使用法を見比べると首肯できるものと言える。

(二) 聚楽第大広間にみる平面規模の拡大とその要因

聚楽第大広間の平面構成は上段の間から四の間までの四室を直線状に並べたもので、その奥行は都合十八間と極めて長大であった。同大広間のように表向きの部屋列を直線状に配した例としては、文禄四年から慶長二年までに築かれた三原城本丸御殿大広間³⁹⁾、慶長八年頃の二条城二の丸御殿大広間、同十五年の仙台城本丸御殿大広間などが挙げられる。これら三例の表向きの部屋列を見ると、その奥行は三原城本丸御殿大広間が九間半、二条城二の丸御殿大広間が基準柱間寸法(六尺五寸)にして十一間半、仙台城本丸御殿大広間が十四間半であって、聚楽第大広間の十八間には及ばない。

天正年間における武家殿舎の平面規模の拡大について、川

本氏によれば⁴⁰⁾、秀吉は対面の儀礼に主従関係・身分序列の構築といった政治的な意義を見出した。室町時代の將軍邸では、参賀に訪れた大名が対面所に入りきらない時には何度かに分けて対面を行ったが、主従関係・身分序列の構築に主眼を置く秀吉は、むしろ彼らを一堂に集めることを望んだという。そのために広大な平面をもつ大広間が成立したと考えられる。

この川本氏の意見を補足すると、秀吉が行った対面の特徴として、一つの儀礼で多くの列席者を集め、さらに彼らを二列に並べたことが挙げられる。「上洛日記」所収の各平面図を見ても分かるように、秀吉は対面の際に複数の部屋を同時に用い、また官位と家格の序列に基づいて列席者を二列に向かい合わせて座らせた。この方法で対面を繰り返すことにより上段に座る秀吉の威信を見せつけるとともに、列席者同士の政権内における立ち位置を知らしめたと考えられる。この方法によって対面を行った場合、列席者数が増加するほど対面に使用する部屋列も長大なものとなる。聚楽第大広間は闊白となった秀吉が造営したものであって、ここに参集する列席者数も、室町末期の將軍邸と比較すると大きく増加したと考えられる。すなわち、この大人数の参列者を収容する目的もあって、当大広間では前時代よりも対面に使用する部屋列を長大なものとしたことが分かる。

なお川本氏は、聚楽第には天正十五年創建時の大広間と同十九年に新たに築かれた大広間があることを明らかにした。同氏によれば、同十九年の大広間は以前のような直線状の平

面構成ではなく、上段の間と二の間から矩折り状に三の間と四の間が続く平面構成であったという。この平面構成の変化は、小田原征伐を経て名実ともに天下統一を果たした秀吉が、自身の地位を一段と際立たせるために行ったと考えられる。

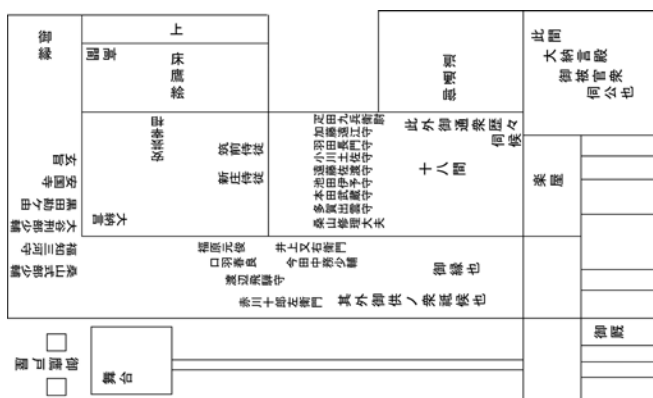
(三) 御成殿舎の拡大とその要因

聚楽・豊臣秀長邸の御成殿舎は、主室全体が上段であったのか、それとも室内の一部を上段としたのかによって複数の平面構成が考えられるが、いずれにせよ主室を含めて三室もしくは四室が直線状に配置された。聚楽・豊臣秀次邸の御成殿舎は、室内の一部を上段とした主室があり、ここに奥行が最小で五間の部屋と三間の部屋が続いたと考えられる。つまり上記の二殿舎は、聚楽第大広間と同様に、三室もしくは四室を直線状に並べた長大な平面構成であったことが指摘できる。

先述したように、聚楽・豊臣秀長邸および同・豊臣秀次邸における御成は清華成大名全員が初めて集まった重要な儀礼であつて、清華成大名の政権内における地位を宣伝するという目的があつた。そして、この目的を果たすためには、清華成大名の地位や列席者同士の政権内での序列が席次によって可視化されている必要がある。つまり、両邸の御成殿舎が長大な平面となった要因は、聚楽第大広間と同様に、当該殿舎で行われる儀礼に対応するためであつたと言える。

ここで、「上洛日記」九月五日条を見ると、豊臣秀長が造営

した大和郡山城御殿と別邸の平面図が掲載されている。そのうち別邸の平面図（図十）によれば、同殿舎は室内全体を上段とした主室があり、ここから矩折り状に部屋を配した。同図は観能の際の座配を示したものであり、主客である毛利輝元は亭主である豊臣秀長や小早川隆景・吉川広家とともに、主室に隣接した二の間に相当する部屋に位置した。また秀長



図十 大和郡山城別邸平面図

の家臣らは「十八間」との書き込みがある三の間に相当する部屋に伺候した。つまり同邸では主室に隣接する部屋を儀礼の主会場として使用し、矩折り状に続く「十八間」の部屋は家臣らの控室であつたことが分かる。その他、同日記九月十日条には大坂・足利義昭邸の平面図が掲載されており、同邸についても大和郡

山城別邸と同じく矩折り状の平面構成であった。同図に見る部屋の使用法は大和郡山城別邸とほぼ等しく、上段を有した主室と隣接する部屋を対面の主会場とし、矩折り状に続く部屋は配膳の際に家臣が控えるための部屋であった。

上記両例において訪問客は清華成大名の輝元だが、このように高位の人物を招いた場合であっても、その儀礼で主に用いるのは主室と隣接する部屋の二部屋に限られ、家臣らの控室として矩折に続く部屋が使用された。この部屋の使用法からすると、諸大名の城郭内御殿や畿内における邸宅の表向き御殿では、三室以上を直線状に並べた長大な部屋列は一般的には必要とされなかったと言える。また後世の城郭内御殿の多くが矩折り状の平面構成であることも、上記の推察を傍証するものなる。

それにもかかわらず、聚楽・豊臣秀長邸および同・豊臣秀次邸で長大な平面をもつ御成殿舎が造営された要因は、繰り返しになるが、両邸で行われた御成が秀吉にとって序列を示す重要な儀礼であり、その儀礼に対応するための平面が求められたからと言える。江戸時代以降の御成では、諸大名は幕府の関係者たちと十分に打ち合わせをしたうえで御成殿舎の新築を行った⁽³⁾。したがって御成殿舎の平面の決定には將軍や幕府の意向が強く働いたと考えられる。その一方で天正年間の御成では、史料の不足もあってどのような経緯で御成殿舎が造営されたのか判然としない。しかし、「上洛日記」所収の平面図を通じた検討の結果からすると、少なくとも聚楽・

豊臣秀長邸と同・豊臣秀次邸の御成殿舎は、秀吉からの強い意向を受けて平面構成が決定されたと考えることができる。

なお、大坂・宇喜多秀家邸における御成殿舎は、矩折り上段を有する主室と隣接する部屋の二室からなる構成であったと推察される。同邸における御成は略儀に基づくものであって、列席者も聚楽・豊臣秀長邸および同・豊臣秀次邸における御成と比較すると少ない。そのこともあって、同邸における御成では平面構成の狭小な殿舎が使用されたと考えられる。天正年間における御成では、儀礼の格式や列席者数の違いによって、平面構成が大きく異なる殿舎が用いられたことが分かる。

(四) 御成殿舎の機能分化

1 天正年間末期

佐藤豊三氏によれば⁽⁴⁾、足利將軍家による御成では、まず寝殿において式三献の儀式が催され、その後、場を会所に移しての酒宴が行われる。二部構成であったが、秀吉の場合には、かつては寝殿と会所で行われた二つの行事が、同一殿舎にまとめられて簡略化されたという。「上洛日記」には儀礼の次第や輝元の動きが詳細に述べられているが、御成の最中に輝元や秀吉をはじめとした列席者が場を移したとの記述は見当たらない。このことからすると、佐藤氏による指摘は、天正年間末期の御成に関しては当を得たものと言える。なお御成の次第についても、前時代には十一献以上の献儀が行われ、

能も十三番まで演じられることが多かったが、秀吉の頃には献儀が五番あるいは七番にまで減らされ、能も三番あるいは五番で終了するようになった。⁶⁵

2 文禄年間

文禄年間の御成に関する史料として、文禄三年四月八日の伏見・前田利家邸における御成の記録をまとめた「文禄三年卯月八日加賀之中納言殿江御成之事」(以下、「前田邸御成記」と記す)⁶⁶と、同四年三月二十八日の伏見・徳川家康邸における御成の記録をまとめた「文禄四年御成記」⁶⁷を挙げることができる。⁶⁸

まず「前田邸御成記」について、当日の御成は『駒井日記』に「大閣様従施薬院羽柴筑前所へ式正御成」とあるように、「式正」すなわち本式であったことが知られる。「前田邸御成記」によって御成の次第を見ると、ここでは十三献の献儀と五番の能が行われた。「式正」と称しただけに献儀の数は増加しているものの、演能は五番と少ない。また『駒井日記』に「及晩大閣様施薬院江還御」とあることから、当日の御成では秀吉の還御が当日に行われたことが指摘できる。なお同記録を見る限りでは、御成の最中に列席者が殿舎を変えたとの描写はない。

続いて「文禄四年御成記」によると、当日の御成では七献の献儀と三番の能が行われた。この御成の次第は、天正年間における御成の事例とほぼ変わらず、足利將軍家による御成と比較すると簡略化されたものと言える。また、同書につい

ても複数の殿舎を用いて御成を行ったことが推察できる記述はない。

3 慶長年間初頭

慶長年間初頭の御成について、『鹿苑日録』慶長二年九月二十四日条および同年十月二十六日条の記述が注目できる。⁶⁹まず、九月九月二十四日には伏見・大谷吉継邸において太閤・秀吉の御成が行われた。はじめに徳川家康・富田一白・織田長益を相伴として数寄屋において茶が振る舞われた。その後、に広間に移動して太刀を初めとする献物の披露があり、午の刻には徳川家康および『鹿苑日録』の記主である有節瑞保の他に七・八人を相伴として御膳が供された。続く十月二十六日には伏見・伊達政宗邸において御成が行われた。ここでもはじめに茶があり、その後、に広間に移動して献物の披露があった。そして書院にて雑話があったという。

平井聖氏は⁷⁰近世における上級層の邸宅の特色として、儀礼に応じて殿舎を別棟とした点を挙げた。同氏は「諸大名の屋敷では、表向殿舎群の構成が、接客機能に合わせて二つの御殿になったとき、近世的殿舎構成の主体が成立したと考えることができる」とし、上記の構成が完成した時期が元和頃であったと推定する。しかし『鹿苑日録』の両例を見ると、秀吉最晩年の慶長年間初頭には、既に数寄屋・広間・書院といった複数の殿舎を用いて御成の儀礼が進められたことが明らかである。

五、おわりに

本稿では、「上洛日記」所収の聚楽第大広間、聚楽・豊臣秀長邸、同・豊臣秀次邸、大坂・宇喜多秀家邸の平面図について検討を加え、当該殿舎の平面構成の一部を明らかにした。そして、これらを踏まえたうえで近世初頭における武家殿舎の特質を論じた。秀吉は自身が新たに構築した官位と家格による序列を示すために、聚楽第大広間での対面や諸大名邸における御成を繰り返し行った。聚楽第大広間や一部の御成殿舎において表向き部屋列が長大なものとなった要因は、これらの儀礼に対応するためであったと言える。また豊臣政権期に特徴的な上段の使用法として、秀吉以外の人物が多く上段に座した点が挙げられる。この方法は家康が政権を掌握してからもしばらくの間は継続的に用いられたと考えられる。御成殿舎の機能分化については、秀吉が存命中の慶長年間の初頭になって史料に現れることを指摘した。

川本氏によって「京寿楽図」の史料としての価値が否定されたように、近世初頭の武家殿舎に関する研究については、これまで定説として扱われてきた事柄に対しても厳密かつ批判的に検討を加える必要がある。本稿では、「上洛日記」所収の平面図より分かることを中心に検討を進めたが、今後は同時代の日記や宣教師の記録などから上級層の邸宅に関する記事を渉猟するとともに、発掘遺構や伝存する建築部材についても詳細に検討を加える。これらの作業を通して近世初頭

の上級層の邸宅を復元的に考察し、同時期における建築的構成の変遷とその要因を実証的に解明していく。

註(1) 二本謙一『秀吉の接待 毛利輝元上洛日記を読み解く』、二〇一一年一月。

(2) 矢部健太郎氏によれば(同『豊臣政権の支配秩序と朝廷』、吉川弘文館、二〇一一年一月)、同日記は原本の所在が判然とせず、その代わりに数種類の写本が伝わる。同日記の通称として最も著名なものは「輝元公上洛日記」であり、この名を冠したものとして「長周叢書」所収の刊本と東京大学史料編纂所架蔵本がある。また、この他の名称をもつものとしては、山口県文書館蔵「天正記」、渡辺翁文化協会蔵「天正朝聘日記」などが挙げられる。同氏によると、『長周叢書』所収刊本は欠落部分が多く、東京大学史料編纂所架蔵本は本稿で検討を加える邸宅平面図を欠く。その一方で山口県文書館蔵「天正記」および渡辺翁文化協会蔵「天正朝聘日記」は内容・文言ともに最も共通点が多く、史料的に信頼性が高いという。そこで本稿では、写本自体を見つけた「天正記」を底本として検討を進めることとする。

(3) 「京寿楽図」。大熊喜邦「豊公聚楽第の大広間」(『建築史』第二巻・第一号、四一―一五頁、一九四〇年一月)所収。

(4) 川本重雄「聚楽第大広間の図」の真贋」、建築史学二〇一九年度研究発表会資料、二〇一九年四月。

(5) これまで川本氏や筆者も「京寿楽図」が聚楽第大広間をほとんど正確に描いたものとして検討を進めてきた(川本重雄「近世武家住宅の成立」『桂離宮と東照宮』日本美術全集第

- 一六卷、一五〇〜一五七頁、講談社、一九九一年一〇月。拙稿「京寿楽図」と聚楽第大広間に関する考察」『史學研究』第二九五号、二七〜四八頁、二〇一七年三月。しかし、後述する同時代史料によって知られる聚楽第大広間の平面と、同図の描写は全く合致しないため、同図の史料としての価値は否定される。
- (6) 七月二十四日条および八月二十二日条の平面図については、既に拙稿（前掲註5参照）で考察を行った。しかし前述した川本氏の研究によって、聚楽第大広間に関する従前の建築史的研究が根底から覆されることとなったため、本稿でも改めて検討を加えることとした。
- (7) 川本重雄前掲資料（註4参照）。
- (8) 理由は判然としないものの、饗宴に際して島津義弘が退出した。
- (9) 論旨には影響を与えないものの、図中の「勸修寺門跡准后」・「北畠内大臣」・「実相院門跡僧都」については、史料の不足から人物名を明らかに出来なかった。
- (10) 図中の書き込みでは「菊亭大納言」とあるが、これは右大臣の誤りである。
- (11) 図中の書き込みでは「津少将織田上総介」とあるが、これは上野介の誤りである。
- (12) 図中の書き込みでは「尾州大納言」とあるが、これは内大臣の誤りである。
- (13) 図中の書き込みでは「丹後侍従長谷川藤五郎」とあるが、これは東郷侍従の誤りで、また「東郷侍従長岡越中守」は丹後侍従の誤りである。
- (14) 『時慶記』第一卷（時慶記研究会編・臨川書店刊）。
- (15) 川本重雄前掲資料（註4参照）によれば、十一畳では部屋を矩形にすることができないことから、ここは十二畳敷の誤りである可能性が高い。
- (16) 内藤昌「書院造遺構における柱間寸尺の基準単位について——間の建築的研究（一八）——」（『日本建築学会論文報告集』第六三号、五八九〜五九二頁、一九五九年一〇月）によれば、書院造殿舎において柱を立てる際には、二間半の二つ割りや四間の三つ割といった手法を用いるのは、二条城二の丸御殿大広間や名古屋城本丸御殿大広間（近代以降に表書院と改名）などを早例として慶長年間以降と考えられる。
- (17) 矩折り上段の平面形状は、類例に倣うこととした。
- (18) 近世初頭の書院造殿舎の中でいわゆる公卿の間を内包した例としては、現存する勸学院客殿、光浄院客殿、護国寺月光殿などが挙げられる。その他、史料より知られるものとしては、「匠明」所収の「主殿之図」・「当世広間」や仙台城本丸御殿大広間（御本丸大広間地絵図）斎藤報恩会旧蔵）などがある。
- (19) いわゆる公卿の間を内包する殿舎の多くが中門を設ける。この場合、図中左側の広縁と図中下側の落縁の境目には、横連子窓や両開き戸が用いられることになる。
- (20) 矢部健太郎前掲書（註2参照）。
- (21) 「上洛日記」七月二十五日条。西ノ刻ニ被成御参内候事。（中略）此時清花之御家ニ被叙、御本所と申し候成。
- (22) 『鹿苑日録』第三卷（辻善之助編・続群書類完成会刊）。
- (23) 川本重雄前掲資料（註4参照）によれば聚楽第には新旧二つの大広間があり、天正十九年頃に新たな大広間が建ったと考えられる。この新たな大広間については後述する。
- (24) 矢部健太郎前掲書（註2参照）。
- (25) 矢部健太郎前掲書（註2参照）によれば、天正十五年九月

に行われた秀吉の聚楽第移徙の参賀では、摂関家・清華家・門跡と堂上衆以下の公家とで参集する日が改められたという。また時期は降るものの、慶長元年五月に伏見城で行われた年頭参賀（秀吉の病によって五月に行われた）では、羽林家以下の公家が秀吉と対面したのは、清華家以上が退出した後であった。

(26) 平面図を見ると菊亭晴季の箇所「大納言」とあるが、これは勸修寺晴豊の箇所「記すべきものを、誤つて菊亭晴季に併記したと考えられる。

(27) 伊藤真昭「織豊期武家伝奏に関する一考察」『史学雑誌』第一〇七編・第二号、二一八〜二四四、一九九八年二月。

(28) 「天正年中御対面記」(『統群書類従』第二三輯下所収)。一、日野殿ハ公方様の御外威たるにより、常の公家衆より賞玩申候也。清花など程にも其あつかひ可有候。

(29) 矢部健太郎前掲書(註2参照)。

(30) 広縁の幅は一間から一間半を通例とし、管見によれば、仙台城本丸御殿大広間などの二間が最大である。

(31) 「上洛日記」八月朔日条。隆景様・広家様同時二御参候へ共、御残り候て申ノ刻二御対面。

(32) 二木謙一前掲書(註1参照)。

(33) 『義演准后日記』第三卷(弥永貞三・鈴木茂男校訂、統群書類従完成会刊)。

慶長八年正月十七日条。先近衛対面、其後諸門跡御礼也。(中略)内府公ハ上壇ノ左ノ脚ニ着座。門跡衆ノ同上壇ノ右ノ方ニ著了。上壇ノ間ツマリテ、実相寺ヨリハ下壇ニ著了。勸修寺門跡モ出仕最末也。

(34) ここに見える「上壇」と「上壇ノ間」の關係について、両語句の意味が厳密に使い分けられていたのか(前者が上段を

内包する主室、後者が床高の上がった部分を示す)、それとも厳密に使い分けられておらず、ともに主室を意味する語句であったのかについては判然としない。

(35) 『義演准后日記』慶長八年四月四日条。

上壇中央將軍御座、左子着座。上壇只將軍ト予ト二人也。中壇左日野大納言ヲ大納言、大(校訂者註・山)科、備前(校訂者註・肥前)、加賀・能登・越中、三ヶ国主也、毛利宰相、三河守宰相、將軍子息、長岡越中、右鳥丸大納言、広橋大納言、飛鳥井、勸修寺宰相、若狭宰相、京極也、已上中壇。三方也。下壇、水無瀬入道(後略)。

(36) 二条城二の丸御殿大広間は、現在では対面に使用する部屋列を上段・下段の二段構成としているが、西和夫氏は柱に残る痕跡などから、創建当初には上段・中段・下段の三室構成であったことを明らかにした(同「二条城二の丸御殿の大広間等諸御殿の復原研究——建築と障壁画の総合的検討」『日本建築学会計画系論文集』第四九二号、一九五〜二〇〇頁、一九九七年二月)。

(37) 二木謙一「武家儀礼格式の研究」、吉川弘文館、二〇〇三年七月。

(38) 平井聖「日本住宅の歴史」NHKブックス二〇九、日本放送出版協会、一九七四年七月。

(39) 「三原城本丸建物図」(三原市歴史民俗資料館蔵)。なお三原城本丸御殿大広間の建築年代と復元考察については、拙稿「三原城本丸御殿大広間に関する考察」(『史学研究』第二九〇号、四七〜六八頁、二〇一五年二月)を参照されたい。

(40) 二条城二の丸御殿大広間は基準柱間寸法の一間ごとを柱を立てていないものの、表向きの部屋列全体の奥行は七・四・七五尺である。この値を六尺五寸で割ると、同部分が基準柱間寸

法にして十一間半であったことが分かる。

- (41) 川本重雄「近世武家住宅の成立」『桂離宮と東照宮』日本美術全集第一六巻、一五〇～一五七頁、講談社、一九九一年一〇月。

- (42) 川本重雄前掲資料（註4参照）。

- (43) 江戸時代における御成の次第と諸殿舎の關係性については、藤川昌樹「寛永七年島津邸御成における御殿の構成と式次第」（『日本建築学会計画系論文集』第五三九号、二五五～二六一頁、二〇〇一年一月）に詳しく述べられている。

- (44) 佐藤豊三「將軍家御成」『徳川將軍家の御成』、一一四～一三二頁、徳川美術館、二〇一二年十月。

- (45) 天正年間にまで遡る御成の記録として、「豊臣秀吉御成日記」（『大日本古文書』家わけ第八・毛利家文書之三）が挙げられる。同日記は天正十八年九月十八日の聚楽・毛利輝元邸で行われた御成の記録である。同日記には御成の次第が記されているが、「上洛日記」に見る御成の次第と大きな差異はない。なお同日記と同様の内容をもつものとして「天正十八年毛利亭御成記」（『統群書類従』第二十三輯下）が挙げられる。

- (46) 『群書類従』第二十二輯所収。

- (47) 『群書類従』第二十二輯所収。

- (48) これらの他、文禄年間にまで遡る御成の記録として「文禄三年前田亭御成記」（『統群書類従』第二十三輯下）が挙げられる。同書の頭書には同年九月二十六日の御成の記録とあるが、佐藤豊三氏によれば（前掲註44参照）、同日に御成が行われたことを裏付けられる史料は他にないという。また頭書に干支が甲申とあるが、正しくは甲午であり、さらに同書に掲載される御成書院の平面は、柱を六間の四つ割で立てるなど文禄年間に造営された殿舎とは考えられない。これらのこ

とからすると「文禄三年前田亭御成記」は史料としての信頼性に疑問が生じるため、本稿では検討の対象外とする。

- (49) 『改定史籍集覧』第二五巻。
 (50) 『鹿苑日録』慶長二年九月二十四日条および同年十月二十六日条
 九月二十四日条

廿四日。早朝太閤発象駈於大谷刑部少輔華第。（中略）先於数寄屋御茶。御相伴江戸内府・富田左近・有楽也。御茶已後到広間。於広間進物御太刀（中略）。午刻御膳。内府・拙也。其外七八人御相伴也。
 十月二十六日条

- 廿六日。早朝赴大崎少将殿、太閤今晨御成也。御茶過於広間進物被懸御目也。小袖貳十被献太閤（中略）。其後於御書院雑話。
 (51) 平井聖『日本の近世住宅』SD選書三〇、鹿島研究所出版会、一九六八年二月。

図版出典

図一～図五・図七～図十 「上洛日記」所収の平面図を筆者が模写。

ただし隅付き括弧内は筆者による追記である。

図六 筆者作成。

本稿は広島大学に提出した博士論文「安土桃山時代の書院造殿舎に関する研究」の一部を加筆修正したものである。

（八戸工業高等専門学校）